

# 分譲マンション防災対策支援制度

マンションは、一般的に耐震性・耐火性を有しているため、区では震災時の在宅避難を推奨しています。

在宅避難とは、発災後も自宅で避難生活をすることをいい、プライバシーや衛生環境が確保できるなどのメリットがあります。

区では、在宅避難ができるよう、マンション管理組合に対する防災対策の費用の助成制度を創設しました。

※必ず、工事契約前、購入前に申請手続きを行ってください。

## 防災対策工事助成

助成額

最大 **400** 万円  
(費用の3分の2)

対象例

- ・エレベーター防災対策改修工事
- ・防災備蓄倉庫設置工事
- ・耐震ドア改修工事 など

要件

- ・管理規約がある
- ・総会が行われている
- ・防災マニュアルを備えている
- ・防災訓練を実施する
- ・新耐震性能を有している

## 防災資器材配備助成

助成額

最大 **50** 万円  
(費用の3分の2)

対象例

- ・エレベーター用防災チェア
- ・階段避難車
- ・電動階段台車
- ・ポータブル発電機 など

要件

- ・管理規約がある
- ・総会が行われている
- ・防災マニュアルを備えている
- ・防災訓練を実施する

## 共同備蓄品配備助成

助成額

最大 **10** 万円  
(費用の3分の2)

対象例

- ・携帯トイレ
- ・おむつ
- ・生理用品
- ・保存水等 など

要件

- ・管理規約がある
- ・総会が行われている

お問い合わせ



防災都市づくり部住まい街づくり課  
〒116-8502  
荒川区荒川二丁目11番1号北庁舎2階  
TEL:03-3802-4454(直通)

詳細はこちら



<荒川区 HP>

## 申請の流れ



管理組合で、マンションの防災対策に、必要なものをお考えください。

※申請前に、区HPにて詳細な助成条件、必要書類をご確認ください。

(助成条件に合致しない場合もございます。ご相談ください。)



表面記載の区HPから申請書をダウンロードし入力の上、下記書類を添えて、1月15日までに住まい街づくり課にご提出ください。

### 防災対策工事

- ・管理規約の写し
- ・新耐震基準を満たしていることが分かる書類
- ・工事の実施を決議した議事録の写し
- ・予算書の写し
- ・見積書の写し

など

※区HPをご確認ください

### 防災資器材配備

- ・管理規約の写し
- ・直近に開催された総会の議事録の写し
- ・購入するものの金額が分かる書類
- ・防災マニュアル

### 共同備蓄品配備

- ・管理規約の写し
- ・直近に開催された総会の議事録の写し
- ・購入するものの金額が分かる書類



申請内容を審査します。審査が完了しましたら、交付決定通知書をお送りします。

※審査には、通常1か月程度かかります。



交付決定通知書が届きましたら、速やかに工事の契約もしくは助成対象物の購入を行ってください。



区HPから報告書をダウンロードし入力した上で、下記書類を添えて、同一年度の2月末までに住まい街づくり課にご提出ください。

### 防災対策工事

- ・契約書の写し
- ・支払ったことが分かるもの
- ・工事後の写真

### 防災資器材配備

- ・支払ったことが分かるもの

### 共同備蓄品配備

- ・支払ったことが分かるもの



報告内容等を審査します。審査が完了しましたら、助成金額確定通知書を送付します。



助成金額確定通知書が届きましたら、区HPから助成金請求書をダウンロードし入力した上で、通知内容を元に住まい街づくり課へご請求ください。



ご指定の口座へ、お振込みします。